

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための佐賀大学の活動制限指針

2021/4/27

レベル	レベルの目安	授業	学生の課外活動	学生の入構	研究活動	総合分析実験センター (本庄等の利用)	総合分析実験センター (鍋島の利用)	教職員	学内会議	イベント及び 会議の開催	訪問者の 受入れ (当該部局長の判 断)
										別紙2	別紙3 別紙4
0	通常	平常時・収束		別紙1						別紙2	別紙3 別紙4
1	一部制限	県内一部感染期	感染拡大防止に留意して、対面授業を実施します。また、遠隔授業を活用します。	感染拡大防止策を徹底した団体に限り、活動を許可します。	「授業(講義・演習・実習)」欄に掲げる対面授業等の受講、許可された課外活動及び各種手続き等のための入構のみ認めます。なお、構内での滞在時間は必要最小限にとどめてください。 詳細は、上記「別紙1」を参照ください。	感染防止のため「3密」を避け、研究活動を行うことができます。濃厚接触の回避を行うこと。	・同じ部屋の滞在者は二名まで。 ・利用者による使用前後のキーボード・マウス・筆記具等の消毒用アルコール等による消毒。 ・換気扇は常時使用(ただし、ドアや窓の開放は禁止)。	感染拡大防止に留意し、通常通りの勤務とします。	感染防止のため「3密」を避け、対面会議を行います。オンラインでの参加を推奨します。	①令和2年4月1日から政府による終息宣言が発せられるまでの間、学外の不特定多数の人が参加する大学主催のイベント(シンポジウム等)や集会について、原則、開催中止又は延期を要請します。学内者のみの会議や研修会等の開催は可能です。(ただし、「3密」回避を徹底すること。) ②やむを得ず開催する必要があるものについても、所属部局長に事前にその必要性及び対応策の説明をし、了解を得ていただくとともに、日常において、「3密」回避の徹底、消毒、参加者名簿の作成等を行うこととします。	①海外及び国内で感染が急激に拡大している地域(佐賀県の要請する地域に準ずる。)からの訪問者は原則として受け入れません。やむを得ない場合の対応等は、URLを参照ください。 ②上記①以外の地域からの訪問者は、本学教職員が要請した場合に限って受け入れられます。 詳細は、上記「別紙3」を参照ください。 ※医学部及び附属病院は別途要請します。
2	制限-小	県内感染拡大期	感染拡大防止に十分な配慮をした上で、対面と遠隔を併用して、授業を行います。			研究活動は続行できますが、感染防止のため「3密」を避け、学生・研究員・研究スタッフ(研究室関係者)は現場での滞在時間を減らし、可能な場合は自宅で作業することを検討する必要があります。濃厚接触の回避を行うこと。	上記に加えて、以下を実施。 ・学部生は利用禁止。 ・大学院生による利用は最小限にする。 ・同じ部屋の滞在者は一名まで(設備は予約を行い、同じ部屋に複数名が滞在する状況を利用者同士が避ける)。 ・スタッフへの連絡は、対面を可能な限り避け、メール等で行う。 ・スタッフによる、新規利用に伴うオリエンテーション、教育訓練、利用講習、取扱説明会は、オンラインで実施可能なもののみを行う。 ・利用者同士での取扱説明は行わない(一部屋複数名滞在を認めないため)。	・基本方針は本庄キャンパスに準ずる。 ・動物実験施設のスタッフとの連絡方法は、施設の指示に従うこと。 ・動物実験施設の利用に際しては、施設の利用手順(手洗い、消毒、マスク、グローブ、滅菌ガウン等の着用)を徹底すること。 ・動物実験施設利用者には、今後の事態に備え、現在実施中の動物実験においても、1) 不要な繁殖は中止する。2) 速やかな実験実施、終了を計画する。3) 希少な系統については、凍結精子・胚による保存を実施するなどの検討をお願いする。	感染拡大防止に留意し、通常通りの勤務とします。(公共交通機関利用者や在宅勤務及び在宅勤務の実施については、業務に支障が生じない認められる場合に限り、許可するものとする。)	感染防止のため「3密」を避け、対面会議を行います。(公共交通機関利用者や在宅勤務の実施については、業務に支障が生じない認められる場合に限り、許可するものとする。)	①緊急事態宣言が発令されている地域(佐賀県を要請する地域を含む。)からの訪問者を受け入れる場合の対応等は、URLを参照ください。 ②感染拡大地域以外の訪問者は、本学教職員が要請した場合に限って受け入れられることとします。
3	制限-中	佐賀県による隣県への往来自粛要請/依頼発令期 隣県緊急事態宣言発出期			現在進行中の実験・研究を継続するために必要最小限の研究室関係者のみの立ち入りが許可されます。立ち入る研究室関係者は現場での滞在時間を減らすとともに、それ以外の研究室関係者は自宅での作業となります。	上記に加えて、以下を実施。 ・大学院生による利用は原則として、禁止。ただし研究維持等に必要の場合のみ利用可能とする。 ・利用時間制限(8:30~17:15)。 ・スタッフは原則在宅勤務とする。スタッフへの連絡は、対面で行わず、メール等で行う。 ・スタッフによる、新規利用に伴うオリエンテーション、教育訓練、利用講習、取扱説明会は、隣県緊急事態宣言解除まで延期する。 ・液体窒素のくみ出しは教職員が行う。	上記に加えて、以下を実施。 ・スタッフは原則在宅勤務とする。スタッフへの連絡は、対面で行わず、メール等で行う。 ・液体窒素のくみ出しは教職員が行う。 ・動物実験施設への動物の搬入および施設内での繁殖は最低限必要な場合のみとする。	公共交通機関利用者の時差出勤を認め、妊娠中の者や業務の性質上可能な者等への在宅勤務を実施します。	対面会議は必要最小限とし、移せるものからオンライン会議に移行します。メール会議で審議できる事項および報告事項はメール会議とします。	詳細は、上記「別紙2」を参照ください。	オンラインの活用等、訪問に代わる措置をとり、訪問者の受け入れは原則禁止します。 ①緊急事態宣言が発令されている地域(佐賀県を要請する地域を含む。)からの訪問者を受け入れる場合の対応等は、URLを参照ください。 ②感染拡大地域以外の訪問者は、本学教職員が要請した場合に限って受け入れられることとします。
4	制限-大	県内緊急事態宣言発出期	感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、対面と遠隔を併用して、授業を行います。なお、遠隔授業への移行が可能な科目は遠隔授業への移行を検討します。	全面禁止です。	「授業(講義・演習・実習)」欄に掲げる対面授業等の受講及び各種手続き等のための入構のみ認めます。 1)中止することにより大きな研究の損失を被ることになる、長期間にわたって継続している実験を遂行中の研究スタッフ 2)進行中の実験を終了あるいは中断する業務に関わる研究スタッフ 3)生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理など研究材料の維持あるいはサーバーの維持のために一時的に入室する研究スタッフ	以下の研究スタッフ(事情によっては大学院生(部局長など組織代表者の書面による許可を要する))の研究室への立ち入りが許可されます。ただし、感染防止のため「3密」を避け、滞在時間も極力短くすること。 1)中止することにより大きな研究の損失を被ることになる、長期間にわたって継続している実験を遂行中の研究スタッフ 2)進行中の実験を終了あるいは中断する業務に関わる研究スタッフ 3)生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理など研究材料の維持あるいはサーバーの維持のために一時的に入室する研究スタッフ	上記に加えて、以下を実施。 ・大学院生および教職員の利用も原則として禁止とするが、液体窒素のくみ出し、生物の維持に関わる利用(温室等)、発注済みの液体ヘリウムも用いる実験、研究設備の維持(NMR)を例外とする。	上記に加えて、以下を実施。 ・大学院生および教職員の利用も原則として禁止とするが、診療および動物の系統維持に必要な設備の利用を例外とする。可能な限り、外注システム等を利用する。 ・動物実験施設の管理室業務を停止する。スタッフへの連絡はメール等で行う。 ・動物実験施設への動物の搬入と施設内での繁殖は、原則中止とする。	大学機能維持のための最小限の人員のみの出勤とし、それ以外は原則在宅勤務とします。出勤する場合でも、当番制にするなど出勤回数の低減を図ります。	オンライン会議のみを実施します。	詳細は上記「別紙4」を参照ください。 ※医学部及び附属病院は別途要請します。
5	キャンパス内活動の原則停止	キャンパス内で大規模クラスター発生期	遠隔授業のみを実施します。	全面禁止です。	登校を禁止します。	大学機能の最低限の維持のために、部局長など組織代表者の書面による許可の下で、生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理、サーバー保持などを目的に、一時的に入室する研究スタッフのみの立ち入りが可能です。ただし、感染防止のため「3密」を避け、滞在時間も極力短くすること。		上記に加えて、以下を実施。 ・動物実験施設への立ち入りは、原則として禁止とする(動物維持のため、許可を受けた者のみ可)。	大学施設の維持管理及び危機対策のための必要最小限の要員のみの出勤とし、それ以外は全員在宅勤務とします。	オンライン会議のみを実施します。	

* 授業(講義・演習・実習)のレベル1~4では、対面授業(教室での定期試験の実施を含む)は、感染拡大防止策(研究指導を実施する場合は、文部科学省作成の「感染拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン」も参照)を徹底した上で実施します。

* 「3密」とは、「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」を指します。(厚生労働省HP: https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/qa-jichitai-iryoukikan-fukushishisetsu.html#h2_4)

* 各項目の詳細については、別紙も参照ください。

* なお、医療関係者およびコロナウイルス研究従事者はこの活動制限の適用範囲外です。

* 本指針は目安であり、国や佐賀県の要請等を受け、本学の教職員、学生に対する要請等を行う場合は、必要に応じHP、メール等で周知します。また、本指針の見直しを行う場合もあります。

学生の入構について

入構に当たっては、以下の①～⑤に該当する学生は入構できません。

- ① 体調不良者 かぜ症状（せき・たん・のどの痛み・だるさ）、
発熱（目安として 37.5°C 以上）、味覚・嗅覚異常がある場合
- ② “過去 8 日間に①の症状があり、現在は無症状の者”で下記条件に満たない者
 - 1) 発症後に少なくとも 8 日が経過している、かつ、
 - 2) 薬剤を服用していない 状態で、解熱後および症状消失後に少なくとも 3 日が経過していること。
- ③ 新型コロナウイルスに感染したことが明らかになった者（感染者）や濃厚接触者に特定された者で自宅待機期間中の者
- ④ 保健所より、念のための PCR 検査を指示された者（非濃厚接触者）で結果待ちの期間
- ⑤ 海外から入国して 2 週間が経過していない者

※上記①～④に該当する者は、保健管理センターに必ず連絡してください。

※体調不良により、授業や試験、実習を休む場合は、所属学部教務と保健管理センターに連絡をしてください。

※詳細は、保健管理センターHP をご確認ください。

令和 2 年 4 月 1 日

学生・教職員及び関係の皆さま

国立大学法人佐賀大学長

兒 玉 浩 明

本学における感染拡大の防止について

令和 2 年 2 月 27 日付けで「令和 2 年 3 月 1 日から 3 月 31 日までの本学主催のイベントの原則開催中止又は延期について」通知したところですが、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議見解において、日本国内の感染の状況について、爆発的な感染拡大には進んでおらず、引き続き、持ちこたえているものの、一部の地域で感染拡大がみられるとした上で「諸外国の例をみても、今後、地域において、感染源が分からない患者数が継続的に増加し、こうした地域が全国に拡大すれば、どこかの地域を発端として、爆発的な感染拡大を伴う大規模流行につながりかねない」と分析されています。

これらを踏まえ、本学における感染拡大の防止に努め、日常において、「3つの条件が同時に重なる場」を避けるため、①換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底、②多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮、③近距離での会話や大声での発生をできるだけ控えるとともに、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底することが重要と考えられますので、引き続き、本学としても感染拡大のリスクをできるだけ減らすため、不特定多数の人が集まる機会を減らす必要があり、新型コロナウイルス対策としての学内イベントの開催判断について、下記方針により取り組んでいただきます。

政府による終息宣言が発せられるまでの本学の方針

- (1) 令和 2 年 4 月 1 日から政府による終息宣言が発せられるまでの間、学外の不特定多数の人が参加する大学主催のイベント（シンポジウム等）や集会について、原則、開催中止又は延期を要請します。学内者のみの会議や研修会等の開催は可能です。（ただし、3つの条件の回避を徹底すること。）
- (2) やむを得ず開催する必要があるものについても、所属部局長に事前にその必要性及び対応策の説明をし、了解を得ていただくとともに、日常において、「3つの条件が同時に重なる場」を避けるため、①換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底、②多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮、③近距離での会話や大声での発生をできるだけ控え、以下の通りの対応を要請します。

- ①会場各所へのアルコール消毒液の設置（参加者数に応じて十分な数を設置すること）
- ②参加者全員のマスクの持参と着用
- ③参加者全員への手洗いとうがいの励行
- ④机・椅子などの参加者が触る可能性があるもののアルコール消毒液による拭き取り（使用前後に行うこと）
- ⑤参加者名簿の作成（もれなく把握すること）

※ 状況の変化がありましたら、あらためて通知いたします。

本件問い合わせ先

○本学職員が行うものについて

本庄キャンパス教職員 総務部総務課
(0952-28-8113 soumux3@mail.admin.saga-u.ac.jp)
鍋島キャンパス教職員 医学部総務課
(0952-34-3314 medsosou@mail.admin.saga-u.ac.jp)

○学生やサークルが行うものについて

本庄キャンパス学生 学務部学生生活課
(0952-28-8167 kagai@mail.admin.saga-u.ac.jp)
鍋島キャンパス学生 医学部学生課
(0952-34-3103 gkseigkm@mail.admin.saga-u.ac.jp)

令和2年12月21日

緊急対策本部会議承認

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る訪問者の受入れについて
(活動制限指針レベル1～2用)

本学の各部局（医学部を除く。）における訪問者については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本学の活動制限指針レベルが「1」又は「2」である場合、オンラインの活用等、訪問に代わる措置を十分に検討の上、当該部局長の判断で受入れることができるものとする。

○感染拡大地域からの訪問者について

感染が急激に拡大している地域（佐賀県が要請する地域に準ずる。）からの訪問者は、原則受け入れないこと。やむを得ず受け入れる場合は、訪問者と対面する教職員に対し、以下の「訪問者の受入れ対応について」に定める各事項を遵守させること。

○訪問者の受入れ対応について

- (1) 訪問者に対し、マスク等の持参と着用、手指の消毒、咳エチケットの遵守等の感染防止対策の徹底を要請すること。
- (2) 訪問者に37.5度以上の発熱、咳、鼻水等の風邪の症状がある場合は、訪問の取り止め、延期等を要請すること。
- (3) 訪問者と対面する教職員に対し、マスク等の着用、アルコール消毒液の設置、室内換気、十分な対人距離の確保、近距離での会話や大声の抑制等の感染防止対策を徹底させること。
- (4) 訪問者の退出後、机や椅子といった訪問者が触れた可能性があるものについて、アルコール消毒液等を用いて拭き取りを行うこと。
- (5) 訪問者の新型コロナウイルス感染症感染が判明した場合は、速やかに総務部総務課へ申し出ること。
- (6) 訪問者に誓約書（別記様式）を提出させ、訪問者の氏名、連絡先等について、遺漏のないよう適切に記録しておくこと。

○感染拡大地域以外からの訪問者について

感染拡大地域以外からの訪問者は、本学教職員が要請した場合に限って受け入れることとし、受入れの際は、訪問者と対面する教職員等に上記「訪問者の受入れ対応について」の(1)～(5)に定める事項を遵守させること。また、挨拶や営業行為のみが目的の訪問者については、原則受け入れないこと。

○イベント参加に伴う訪問者について

本学が主催するイベント等の参加に伴う訪問者は、「本学における感染拡大の防止について（令和2年4月1日学長通知）」に基づき対応すること。

別記様式

誓約書

佐賀大学長 殿

訪問日： _____ 年 ____ 月 ____ 日

所 属： _____

氏 名： _____

電話番号： _____

私は、貴学を訪問するにあたり、訪問日から遡って14日間、下記の要件を満たしていることを誓約します。また、訪問終了後、14日以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかに貴学へ届け出ます。

記

- 訪問日の検温結果（ _____ ）℃
- 発熱・倦怠感・咳・喉の痛み・下痢・嘔吐・味覚異常等の症状は、一切ありません。
- 新型コロナウイルス感染者との濃厚接触歴や会食歴は、一切ありません。
- クラスタ発症施設への立ち寄り歴（職務を含む。）は、一切ありません。

以上

令和3年1月14日
緊急対策本部会議承認

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る訪問者の受入れについて
(活動制限指針レベル3～5用)

本学の各部局（医学部を除く。）における訪問者については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本学の活動制限指針レベルが「3」又は「4」である場合、オンラインの活用等、訪問に代わる措置をとり、原則受け入れないこととする。ただし、業務遂行上、真にやむを得ない場合に限り、当該部局長の判断で受け入れることができるものとする。

なお、今後本学の活動制限指針レベルが「5」となった場合、訪問者の受入れは原則禁止とする。

○感染拡大地域からの訪問者について

感染が急激に拡大している地域（緊急事態宣言が発令されている地域及び佐賀県が要請する地域）からの訪問者を受け入れる場合は、訪問者と対面する教職員等に対し、以下の「訪問者の受入れ対応について」に定める各事項を遵守させること。

○訪問者の受入れ対応について

- (1) 訪問者に対し、マスク等の持参と着用、手指の消毒、咳エチケットの遵守等の感染防止対策の徹底を要請すること。
- (2) 訪問者に37.5度以上の発熱、咳、鼻水等の風邪の症状がある場合は、訪問の取り止め、延期等を要請すること。
- (3) 訪問者と対面する教職員等に対し、マスク等の着用、アルコール消毒液の設置、室内換気、十分な対人距離の確保、近距離での会話や大声の抑制等の感染防止対策を徹底させること。
- (4) 訪問者の退出後、机や椅子といった訪問者が触れた可能性があるものについて、アルコール消毒液等を用いて拭き取りを行うこと。
- (5) 訪問者の新型コロナウイルス感染症感染が判明した場合は、速やかに総務部総務課へ申し出ること。
- (6) 訪問者に誓約書（別記様式）を提出させ、訪問者の氏名、連絡先等について、遺漏のないよう適切に記録しておくこと。

○感染拡大地域以外からの訪問者について

感染拡大地域以外からの訪問者は、本学教職員が要請した場合に限って受け入れることとし、受入れの際は、訪問者と対面する教職員等に上記「訪問者の受入れ対応について」の(1)～(5)に定める事項を遵守させること。

○イベント参加に伴う訪問者について

本学が主催するイベント等の参加に伴う訪問者は、「本学における感染拡大の防止について（令和2年4月1日学長通知）」に基づき対応すること。

誓約書

佐賀大学長 殿

訪問日： _____ 年 ____ 月 ____ 日

所 属： _____

氏 名： _____

電話番号： _____

私は、貴学を訪問するにあたり、訪問日から遡って14日間、下記の要件を満たしていることを誓約します。また、訪問終了後、14日以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかに貴学へ届け出ます。

記

- 訪問日の検温結果（ _____ ）℃
- 発熱・倦怠感・咳・喉の痛み・下痢・嘔吐・味覚異常等の症状は、一切ありません。
- 新型コロナウイルス感染者との濃厚接触歴や会食歴は、一切ありません。
- クラスタ発発生施設への立ち寄り歴（職務を含む。）は、一切ありません。

以上